

広島県立図書館管理運営規則（昭和六十三年広島県教育委員会規則第七号）第三条第一項
第三号の規定によつて、広島県立図書館を次のとおり休館する。

令和四年一月十七日

広島県立図書館長 田 坂 嘉 章

一 休館の期間

令和四年三月八日（火）から同月二十日（日）まで

二 休館の理由

特別整理のため